

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	平成 30(受)1583	原審裁判所名	東京高等裁判所
事件名	遺産分割後の価額支払請求事件	原審事件番号	平成 29(ネ)4859
裁判年月日	令和元年 8 月 27 日	原審裁判年月日	平成 30 年 5 月 24 日
法廷名	最高裁判所第三小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	民集 第 73 卷 3 号 374 頁		

判示事項	相続の開始後認知によって相続人となった者が遺産の分割を請求しようとする場合において他の共同相続人が既に当該遺産の分割をしていたときの民法 9 1 0 条に基づき支払われるべき価額の算定の基礎となる遺産の価額
裁判要旨	相続の開始後認知によって相続人となった者が遺産の分割を請求しようとする場合において、他の共同相続人が既に当該遺産の分割をしていたときは、民法 9 1 0 条に基づき支払われるべき価額の算定の基礎となる遺産の価額は、当該分割の対象とされた積極財産の価額である。

全 文	
主 文	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。
理 由	上告代理人飛田秀成、同奥村剛の上告受理申立て理由について 1 亡 A の妻である B 及び A の子である上告人が A の遺産について分割の協議を成立させた後、被上告人が A の子であることを認知する旨の判決が確定した。本件は、被上告人が、上告人に対し、民法 9 1 0 条に基づく価額の支払を求める事案である。 2 所論は、上記協議に際して相続債務の負担に関する合意がされ、相続債務の一部が B によって弁済されている本件においては、民法 9 1 0 条に基づき被上告人に対して支払われるべき価額の算定の基礎となる遺産の価額は、A の遺産のうち積極財産の価額から消極財産の価額を控除したものとすべきであるのに、これを上記積極財産の価額とした原審の判断には、同条の解釈適用の誤りがある旨をいうものである。 3 民法 9 1 0 条の規定は、相続の開始後に認知された者が遺産の分割を請求しようとする場合において、他の共同相続人が既にその分割その他の処分をしていたときには、当該分割等の効力を維持しつつ認知された者に価額の支払請求を認めることによって、他の共同相続人と認知された者との利害の調整を図るものである（最高裁平成 2 6 年（受）第 1 3 1 2 号、第 1 3 1 3 号同 2 8 年 2 月 2 6 日第二小法廷判決・民集 7 0 卷 2 号 1 9 5 頁）。そうすると、同条に基づき支払われるべき価額は、当該分割等の対象とされた遺産の価額を基礎として算定するのが、当事者間の衡平の観点から相当である。そして、遺産の分割は、遺産のうち積極財産のみを対象とするものであって、消極財産である相続債務は、認知された者を含む各共同相続人に当然に承継され、遺産の分割の対象とならないものである。 以上によれば、<u>相続の開始後認知によって相続人となった者が遺産の分割を請求しようとする場合において、他の共同相続人が既に当該遺産の分割をしていたときは、民法 9 1 0 条に</u>

基づき支払われるべき価額の算定の基礎となる遺産の価額は、当該分割の対象とされた積極財産の価額であると解するのが相当である。このことは、相続債務が他の共同相続人によって弁済された場合や、他の共同相続人間において相続債務の負担に関する合意がされた場合であっても、異なるものではない。

4 これと同旨の原審の判断は、正当として是認することができる。論旨は採用することができない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 山崎敏充 裁判官 戸倉三郎 裁判官 林景一 裁判官 宮崎裕子 裁判官 宇賀克也)

※参考：判例タイムズ 1465 号 49 頁、判例時報 2430 号 32 頁、金融法務事情 2135-86、金融商事判例 1580 号 8 頁、金融商事判例 1581 号 38 頁、ジュリスト 1544 号 80 頁、ジュリスト 1545 号 76 頁